様式第３号

**誓　　約　　書**

三春町長宛て

旧田村広域行政組合会館に係る公募型の売却・貸付　募集要項に基づき、私は、次の内容を誓約します。

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

２　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は破産法(平成１６年法律第７５号)に基づき破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

３　政令第１６７条の４第２項の規定に基づく三春町の入札制限を受けていない者であること。

４　国税、都道府県税、又は市町村税を滞納していない者であること。

５　三春町暴力団排除条例にに規定する者、又は次に掲げる者でないこと。

（１）暴力団員が、事業主又は役員となっている者、（２）暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運　営を支配している者、（３）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者、（４）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者、（５）暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者、（６）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

６　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条第1項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成１１年法律第１４７号)第５条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供する者でないこと。

７　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者でないこと。

８　宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９５号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

９　上記1～6の事項について、誓約内容を確認するため、三春町が他の官公庁に照会を行うことについて承諾するとともに、上記1～6が事実と相違する場合、「旧田村広域行政組合会館に係る公募型の売却・貸付」に応募できないと認定されても異議のないこと。また、応募申込受付後に事実の相違が発覚した場合、応募申込を無効とされても異議のないこと。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞